

# 鳥取県個人情報・死者情報保護事務取扱要綱の一部改正について

令和7年4月1日以降鳥取県の委託業務(注)を受託される事業者は、**「安全措置に係る報告書兼届出書」の提出が必要になります。**

(注)個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書を交付された委託業務

## ポイント①

### <提出時期> 開始時報告

・契約の開始日

・個人情報取扱いの開始日

いずれか早い日から1月以内に提出

加えて

・業務期間が1年を超える場合

毎年4月中



報告書兼届出書の作成・提出

※報告書兼届出書の様式及び記載例は以下を参考としてください。

鳥取県地域社会振興部県民課 URL:<https://www.pref.tottori.lg.jp/321755.htm>

## ポイント②

### <研修>

・**個人情報を取扱う者(従事者および責任者)は個人情報取扱いの開始日までに研修の受講が必要になります。**

**契約ごとの個別研修実施は不要です。**

なお、研修会等を実施していない事業者においては、以下動画4本の視聴でも可としています。

- ①政府広報オンライン「個人情報保護法の概要」
- ②政府広報オンライン「個人情報保護法上の安全管理措置」
- ③政府広報オンライン「個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールの紹介」
- ④政府広報オンライン「個人データの漏えい等事案と発生時の対応について」

研修の受講



※動画視聴については、以下を参考としてください。

個人情報保護委員会 URL:<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#movie>

### 個人情報とは

個人情報保護法に規定されているとおり、生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

<ポイント>例えば、「氏名」のみであっても、社会通念上、特定の個人を識別できるものと考えられますので、通常、個人情報になります。(個人情報保護委員会個人情報保護法ハンドブックより)

### 【お問合せ先】

- ・個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項(特記仕様書)については  
鳥取県 地域社会振興部 県民課 情報公開担当(電話0857-26-7753)まで
- ・個別の契約内容については、各委託業務の担当課まで